

文科省の働き方改革最前線

中教審「学校における働き方改革」部会傍聴記 その②

越教組ニュース

越谷市教職員組合
情宣部
18.06.12(火)
Tel 988-3281
Fax 988-3283

大里さんの中教審「働き方改革」部会傍聴記の第二弾です。今回は、審議会が「いまできることを直ちに行おう」と出した八月の緊急提言や、その後の審議の中でより具体化された十四項目の提言などを報告してもらっています。

外の意見、調査を踏まえて

審議会には、審議会の外の意見や取り組みも反映されています。

一つ目は、文科省は事前に管理職団体から意見を聴いたり、労働組合(日教組と全教)から意見を聞いています。

二つ目は、内田良氏たち部活問題を運動化しようとする方たちの動向などです。中教審の進行も意識して、集会を開いたり、ネット署名を行ったり、会見を開いたりしています。また、過労死家族の会の方たちも、第四回審議会で見解書を出し、資料として綴られています。また、全教も提言とパンフレットを出しました。

三つ目は、私たち職場の働き方の調査が、直接この審議会の設立に影響したということです。苦しんでいる教職員の声無き声が、十六人の審議委員を縛っているということも言えます。

「今できることを」緊急提言

八月二十九日、第三回中教審。場所は一橋講堂。

それぞれ委員の意見は雑多ですが、「これ以上やったらだめ」(佐古田・大学理事)、「限界にきている。危機感持って取り組むべきだ」(田野口・小学校長)「すぐできることを出していく」(東川・PTA)と、

切迫した教員の状況の認識

は一致していたと思えます。その思いが前回の審議会でも出ていました。

最終答申を待たないで、「今できることを直ちに行う」ことをメッセージとして出そうという趣旨に基づき、緊急提言が採択されました。

緊急提言の内容は、労働時間の把握、時間削減

につなげる業務見直し、財政的な裏付けの三点です。(右下囲み参照)

緊急提言を市教委へ

この提言のすばらしさに押されて、私は審議会の三日後の九月一日に、越谷市教委に行きました。

私が示した教育委員会への役割というところに、女性の担当者は黄色いマーカーを引いていました。

「教育委員会は自己申告方式ではなく、ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること」

ここは、私が裁判をしようとして弁護士さんに訴状を書いてもらった部分にあたります。

「教育委員会は強い危機意識を持ち、学校現場とともに取り組む姿勢を示すべく、早急に所属する

【資料1-緊急提言骨子】

- 1、校長及び教育委員会は学校における「勤務時間」を意識した働き方を進めること
- 2、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
- 3、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

十四の業務改善策を提言

これからであること、土曜授業の実施計画は負担軽減に反するのではないかと

ということも付け加えられました。

第三回から第八回の審議会まで、業務削減策の話し合いが続きました。十二月には、それを十四項目にまとめ「中間まとめ」として出しました。

イギリスなどは比べものになりませんが、初めて教育行政の側で削減策を示したという意義は、大きいのではないのでしょうか。(左囲み参照)

①～④は、学校でやらなくても良いというのですから、すぐに学校から放棄できます。あとの⑤から後ろは、他の人でも良いと言うわけですから、どんな人にとのよう

に仕事を譲っていくか、考えて実行しようと言っています。

⑥休み時間の掃除⑨給食については、担任で別々いいのではないかと発言もありましたが、この部分は妹尾さんががんばりました。「多くの時間に関わる業務に手を付けないと、業務軽減にならない」と。

⑫の授業準備のように、すでに自治体で実行しているものもありました。

この十四項目を実現していく中で、私たちの越谷独自に(対外行事や指定研修等)削減をしていく

中教審の提言

「14項目の業務改善策」

(基本的に学校以外が担うべき業務)

- ①登下校に関する対応
- ②放課後、夜などの見回り等
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

(学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務)

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

(教師の業務だが、負担軽減が可能な業務)

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事等の準備・運営
- ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への支援